

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 交通安全教育の振興

ア 生涯にわたる交通安全教育の機会の確保

交通社会の一員としての責任を自覚し、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、自他の生命尊重の理念を基本に、各年齢段階に応じ、生涯にわたって交通安全教育の機会を確保し、交通安全意識の高揚を図る。

なお、家庭、学校、職場、地域等で行う各種交通安全教育については、生涯にわたる教育の観点から、有機的な連携を保ちつつ実施されるよう配慮する。

イ 幼児の交通安全教育の徹底

幼児に対しては早い時期から交通安全教育を実施する必要があると考えられるので、幼稚園及び保育所においては、それぞれの特色を生かして、幼児に交通安全の習慣や態度を身に付けさせるよう指導の徹底を図る。このため、交通安全に関する指導資料の作成、教職員に対する講習会の開催等によって、その趣旨の徹底を図り、指導力の向上を図る。

また、家庭における幼児の交通安全教育の重要性を認識させるとともに、地域の特性に即応した保護者ぐるみの交通安全教育を組織的かつ継続的に実施するための幼児交通安全クラブの結成を推進し、その活動の強化を図る。

このほか、児童館及び児童遊園においては、主として幼児を対象に、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進するとともに、母親クラブ等の組織による幼児の交通安全指導の充実を図る。

ウ 学校における交通安全教育の徹底

小学校、中学校及び高等学校の交通安全教育は、自他の生命の尊重という基本理念に立って、心身の発達段階や地域の実態に即して交通安全に必要な基本的行動様式を理解させるとともに、身近な交通環境における様々な危険に気付いて、的確な判断の下に安全に行動できる態度と能力を養い、健全な社会人の育成を図ることをねらいとして、学校の教育活動全体を通じて、計画的かつ組織的に行う。

小学校及び中学校においては、特別活動の学級指

導及び学校行事を中心として、歩行者としての安全のみならず、自転車の安全な利用についても重点的に指導する。また、高等学校においては、小学校及び中学校における指導を一層発展させ、特別活動のホーム・ルーム、学校行事及び生徒会活動を中心として、良き社会人として必要な交通のマナーを身に付けさせる。更に、生徒や地域の実情に応じて、二輪車の安全に関する内容についても適宜取り上げ、安全に関する意識の高揚と実践力の向上を図るための指導を行う。

これらの指導を効果的に実施するため、小学校及び中学校の安全指導の手引、自転車に関する安全指導の手引及び二輪車に関する交通安全指導資料の趣旨の徹底を図るとともに、交通安全教育に関する調査研究、指導資料の作成、講習会等の開催による教職員の指導力の向上及び教材、教具の整備を推進し、また、日本学校安全会による交通安全に関する教育の普及啓もう活動の充実を図る。

エ 地域社会における交通安全指導の充実

地域社会における交通安全指導の充実を図るため、

交通安全協会、交通安全母の会等の母親組織、幼児交通安全クラブ、交通少年団、民間交通指導員、自転車安全整備士等の民間交通安全組織の活動に対して積極的な指導協力を行い、それらの活動を通じて、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣付けるとともに、地域全体の交通安全意識の高揚を図る。特に、無謀運転等については、地域ぐるみの対策を強力に推進するよう指導する。

また、青年学級、婦人学級等における交通安全講座の拡充整備を図るなど公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を推進するとともに、PTA、婦人会、母親クラブ、青少年団体、町内会等による交通安全に関する活動を促進する。

子供については、将来にわたって交通社会の一員として安全に行動することができるよう、各発達段階に応じたきめ細かい交通安全教育を推進する。特に、幼児については、健全な道路利用者の育成を図る観点から、早い時期から交通安全教育を実施する必要があるので、地域における交通安全教育が活発に行われるよう指導を強化する。

老人については、老人クラブ、老人ホーム、高齢者教室等における交通安全指導の充実を図るとともに、家庭訪問による個別指導を強化する。身体障害者等については、地域における福祉活動の場を利用するなどにより、交通安全指導の充実を図る。

自転車利用者については、道路交通法令上の普通自転車の利用を呼びかけるとともに、自転車安全整備士等を通じて、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るなど、利用者の安全意識及び点検整備意識の高揚が図られるよう、積極的に指導・教育を行う。

運転者については、地域・職域ごとの講習会を積極的に開催するほか、交通安全関係団体の活動を通じて、歩行者及び自転車利用者の保護、座席ベルト及び乗車用ヘルメットの着用、著しい速度超過、飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い悪質危険な無謀運転の防止等を中心とした安全運転の励行を強力に促進する。

また、交通安全教育に必要な知識と優れた指導力を身に付けた指導者の養成に努める。

(2) 広報活動の充実

ア 交通安全運動の推進

交通安全運動は、道路交通に関係のあるすべての者に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣付けるため、次の方針により強力に展開する。

- (ア) 自動車等の安全運転の確保、特に無謀運転の追放を図る等運転者としての社会的責任の自覚の徹底と自転車の安全利用の促進を図るとともに、歩行者、特に子供、老人、身体障害者等の事故の防止、座席ベルト及び乗車用ヘルメットの着用の徹底等を目標として、国民各層に広く人命尊重の意識の徹底を図る。
- (イ) 春・秋の全国交通安全運動を中心として、交通事故の実情に即し、国、地方公共団体及び関係民間団体が一致協力して幅広い国民運動を展開するほか、都道府県及び市町村の主導の下に民間団体の協力により、必要な時期にそれぞれの地域の実情に即した交通安全活動を実施する。
- (ウ) 国及び都道府県の緊密な連携の下に市町村段階

の活動の強化を図り、また、地域住民の積極的な参加と協力の下に地域住民の末端まで運動の趣旨が徹底されるよう、市町村における推進体制の強化を図る。

イ 交通の安全に関する広報の推進

国民一般の交通の安全に対する関心と意識を高めるため、国、地方公共団体及び民間の交通安全団体が、密接な連携の下に、家庭、学校、職場、地域等それぞれの場に応じた効果的な広報媒体を活用して、交通事故の実態に即し、かつ、日常生活に密着した広報を時宜に即して行う。

特に、子供、老人、身体障害者等を交通事故から守り、また、家庭の協力によって無謀運転を追放する見地から、家庭向け広報媒体を積極的に活用するとともに、地方公共団体、町内会等を通ずるルートを利用するなど家庭に浸透するきめ細かい広報の充実に努める。このほか、国及び地方公共団体は、民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通の安全に関する広報資料の提供を積極的に行う。

(3) 交通の安全に関する民間団体の育成指導

国民の交通安全に関する意識を高めるためには民間の自主的な活動に待つところが大きいので、交通安全を目的とする民間団体その他交通に関係ある業務を行う団体の組織化及び充実について指導を強化するとともに、これらの団体が行う諸行事に対する援助、民間における交通安全指導者の養成、必要な資料の提供、団体相互間の連絡協力体制の強化等を通じて、その自主的な活動を促進する。

なお、その他の民間団体についても、国民に交通安全思想を浸透させるため、それぞれの立場に応じて交通安全運動等に協力するよう、積極的な働き掛けを行う。

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

ア 自動車教習所の教習の充実

自動車教習所における教習水準を向上させるため、教習体制、教習施設、科学的教育資器材等を整備